

議第18号

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

岩舟河川公園を廃止するため改正しようとする。

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(名称及び位置) 第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称		位置	名称		位置
飛騨民俗村の項・飛騨高山観光案内所の項 (略)			飛騨民俗村の項・飛騨高山観光案内所の項 (略)		
乗鞍高原飛騨高山キャンプ場		高山市岩井町910番地1	乗鞍高原飛騨高山キャンプ場		高山市岩井町910番地1
岩舟河川公園		高山市丹生川町柏原359番地1			
乗鞍バスターミナルの項～平湯大滝公園の項 (略)			乗鞍バスターミナルの項～平湯大滝公園の項 (略)		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
施設	区分	料金	施設	区分	料金
飛騨民俗村の部 (略)			飛騨民俗村の部 (略)		
乗鞍高原飛騨高山 キャンプ場	テント（敷板付）の項～持込料の項 (略)		乗鞍高原飛騨高山 キャンプ場	テント（敷板付）の項～持込料の項 (略)	
	オートキャンプのための車両	1台1日当たり 520円		オートキャンプのための車両	1台1日当たり 520円
岩舟河川公園	持込料	1回当たり 2,090円			
	入場料	1人当たり 310円			
	コテージ	1棟1回当たり 2,610円			
朴の木平駐車場の部～平湯大滝公園の部 (略)			朴の木平駐車場の部～平湯大滝公園の部 (略)		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。